

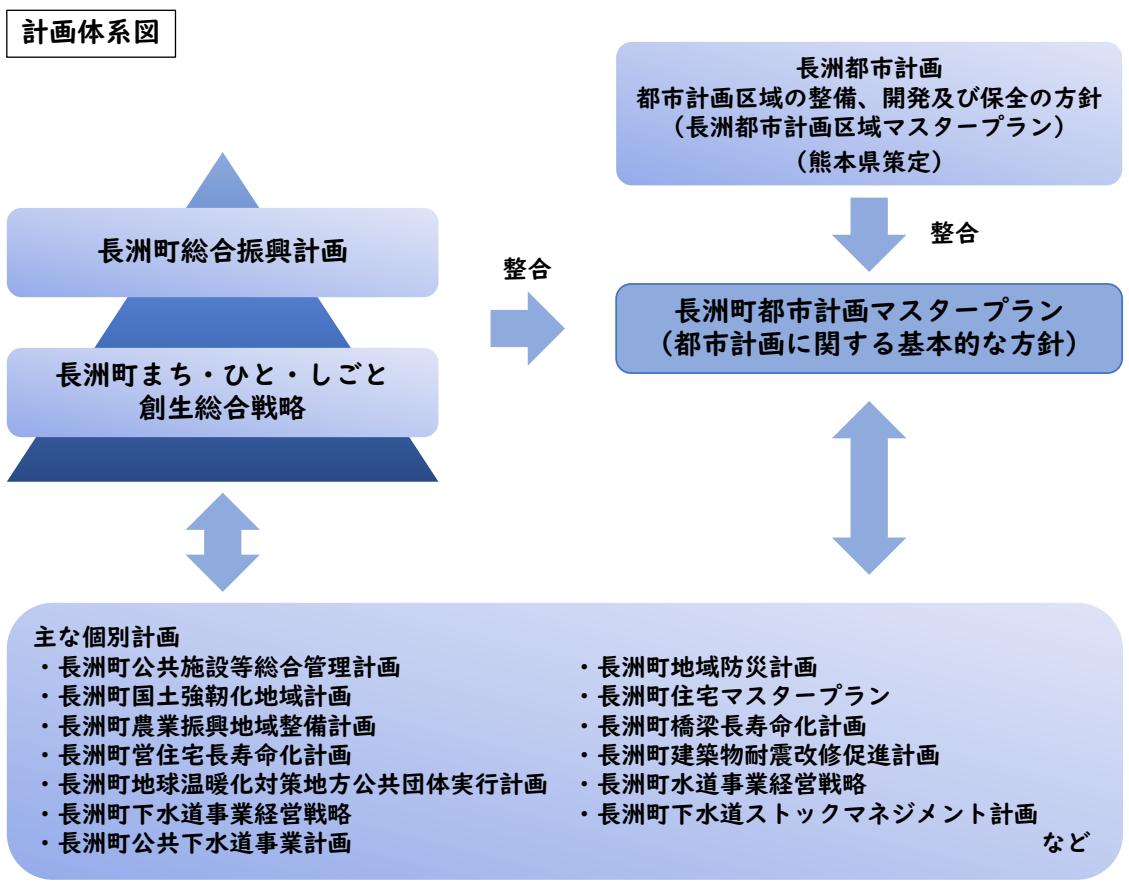
第1章 計画策定にあたって

1-1. 策定の目的

- 地域高規格道路有明海沿岸道路や都市計画道路赤田上沖洲線の整備が着実に進められており、交通を取り巻く状況の変化に応じたまちづくりの方向性を示し、地域経済の活性化を図る必要があります。
- 人口減少や少子高齢化をはじめ、加速するインフラの老朽化、厳しい財政状況などといった社会経済情勢の変化とともに様々な課題が顕在化するようになり、拡大を前提としたまちづくりからの転換を図る必要があります。
- 長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示します。
- 地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとします。
- 今後の都市計画の決定や見直しにあたっての方針とします。

1-2. 位置づけ

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、町の総合振興計画や個別計画との関係は、下図のとおりです。



1-3. 目標年次

- 都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものであることから、おおむね20年後の2044年を目標年次とします。ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行います。

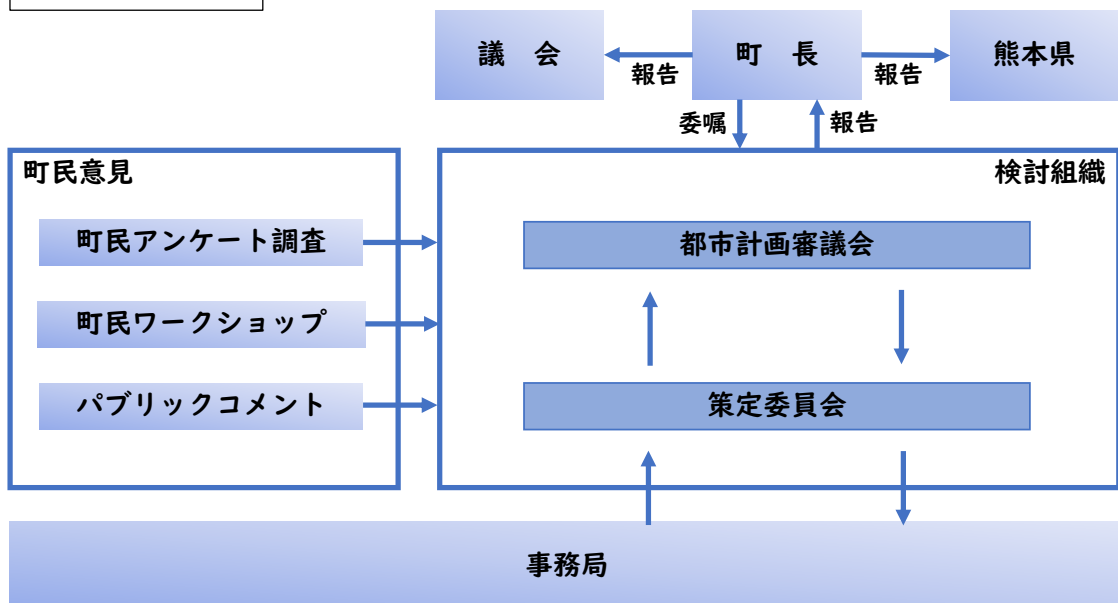
1-4. 対象区域

- 都市計画マスタープランの対象区域は、本町の行政区域全域とします。

1-5. 計画の策定体制

- 計画の策定にあたっては、「都市計画審議会」と「策定委員会」の2つの組織を中心に町民の意見を取り込みながら検討を進めました。
- 「策定委員会」は、副町長、庁内の関係各課の課長、学識経験者、地域住民によって組織し、計画の実質的な部分について検討し計画案を作成しました。
- 「都市計画審議会」は、学識経験者、町議会議員、関係行政機関職員、熊本県の職員、地域住民によって構成され、最上位にあたる組織として、計画案に対する承認・提言等の役割を担いました。

計画の策定体制図



1-6. 構成

- 本プランの構成は、全体構想と地域別構想の二層構造とし、都市レベルの視点と地域レベルの視点から方向性を示します。
- 全体構想では、長洲町全域を対象として、長期的な展望に立ちおおむね20年後の都市づくりの方向性を示します。
- 地域別構想では、各地域を対象として、広域的な視点に立った地域づくりの大枠の将来像と方向性を示します。地域の区分は、六栄小学校区、腹赤小学校区、清里小学校区、長洲小学校区の4地域とします。